定　　款

ヤマシタヘルスケアホールディングス株式会社

第１章 総 則

（商 号）

第１条　　当会社は、ヤマシタヘルスケアホールディングス株式会社と称し、英文では、ＹＡＭＡＳＨＩＴＡ ＨＥＡＬＴＨ ＣＡＲＥ ＨＯＬＤＩＮＧＳ，ＩＮＣ.と表示する。

（目 的）

第２条　　当会社は、次の事業を営むこと、次の事業を営む会社の株式または持分を保有することにより当該会社の事業活動を支配および管理すること、並びにこれらに附帯関連する一切の事業を営むことを目的とする。

（１）　医療、保健、衛生用機器および材料の製造、販売ならびにリース、レンタル

（２）　光学機器、理化学機器、分析機器、測定機器および計量器の製造、販売ならびにリース、レンタル

（３）　健康器具、運動器具、介護機器および介護用品の製造、販売ならびにリース、レンタル

（４）　医薬品、医薬部外品、医療用ガス、化粧品および健康食品の販売

（５）　毒物、劇物、検査用試薬の販売

（６）　動物用医療機器の製造、販売ならびにリース、レンタル

（７）　動物用医薬品の販売

（８）　家庭用電化製品、事務用機器の販売ならびにリース、レンタル

（９）　前各号に関連する製品の修理、メンテナンスおよび輸出入

（１０）医療機関の経営コンサルティングならびに医療施設のレイアウト、デザインに関するコンサルティング

（１１）コンピュータおよびその周辺機器ならびに通信機器のハードウェア・ソフトウェアの企画、開発、販売およびその運用指導、保守ならびにその仲介業務

（１２）インターネット等のネットワークを利用した各種情報提供サービスおよび商品の売買システムの企画、開発、運用指導、保守ならびにその仲介業務

（１３）物流システムの開発および販売ならびに物品管理の運用

（１４）院内物品管理業務の受託

（１５）古物の販売

（１６）管工事ならびに医療ガス配管工事、特殊ガス工事、機械器具設置工事、内装仕上工

（１７）医療廃棄物処理業および廃棄物処理機器の販売ならびにリース、レンタル

（１８）水処理設備の販売ならびに設置工事

（１９）不動産の売買、仲介、斡旋、賃貸ならびにその管理

（２０）薬局の経営、保険調剤業務、処方箋による医薬品の調剤ならびに販売

（２１）建物の清掃ならびに維持管理業務
（２２）損害保険代理業
（２３）生命保険の募集に関する業務
（２４）前各号に付帯関連する一切の業務

（本店の所在地）
第３条　　当会社は、本店を福岡県福岡市に置く。

（機関の設置）
第４条　　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
（１）　取締役会
（２）　監査等委員会
（３）　会計監査人

（公告方法）
第５条　　当会社の公告方法は、電子公告とする。但し、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して公告する。

第２章 株 式

（発行可能株式総数）
第６条　　当会社の発行可能株式総数は、８，０００，０００株とする。

（自己株式の取得）
第７条　　当会社は、会社法第１６５条第２項の規定により、取締役会の決議によって同条第１項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。

（単元株式数）
第８条　　当会社の単元株式数は、１００株とする。

（単元未満株式についての権利）
第９条　　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
（１）　会社法第１８９条第２項各号に掲げる権利
（２）　会社法第１６６条第１項の規定による請求をする権利

（３）　株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

（基準日）

第１０条　当会社は、毎年５月３１日の最終の株主名簿に記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

２．　前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

（株主名簿管理人）

第１１条　当会社は、株主名簿管理人を置く。

２．　株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

３．　当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

（株式取扱規程）

第１２条　当会社の株主名簿記載事項の変更、その他株式に関する手続き並びに手数料は、取締役会の定める株式取扱規程による。

第3章 株 主 総 会

（招集）

第１３条　当会社の定時株主総会は毎年８月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

（招集権者及び議長）

第１４条　株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

２．　取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（電子提供措置等）

第１５条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

２．　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち、法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

（決議の方法）

第１６条　株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

２．　会社法第３０９条第２項に定める決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第１７条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。

２．　株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第４章 取締役及び取締役会

（員数）

第１８条　当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、１０名以内とする。

２．　当会社の監査等委員である取締役は、１０名以内とする。

（選任）

第１９条　取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。

２．　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

３．　取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

（任期）

第２０条　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

２．　監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

３．　任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

（代表取締役及び役付取締役）

第２１条　代表取締役は、取締役会の決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から選定する。

２．　取締役会の決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長、取締役副会長、取締役社長各１名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

（取締役会の招集権者および議長）

第２２条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

２．　取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第２３条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

２．　取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議方法等）

第２４条　取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２．　当会社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

（重要な業務執行の決定の委任）

第２５条　当会社は、会社法第３９９条の１３第６項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

（取締役会規程）

第２６条　取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（報酬等）

第２７条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）

第２８条　当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第４２３条第１項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、２００万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第５章 監査等委員会

（監査等委員会の権限）

第２９条　監査等委員会は、法令に定めのある事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使する。

（監査等委員会の招集通知）

第３０条　監査等委員会の招集通知は、会日の３日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

２．　監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

（監査等委員会規程）

第３１条　監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第６章 会計監査人

（選任方法）

第３２条　会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

（任期）

第３３条　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

２．　会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該株主総会において再任されたものとみなす。

（報酬等）

第３４条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第７章 計 算

（事業年度）

第３５条　当会社の事業年度は、毎年６月１日から翌年５月３１日までとする。

（剰余金の配当）

第３６条　剰余金の配当は、毎年５月３１日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し行う。

（中間配当）

第３７条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年１１月３０日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式賢者に対し、中間配当を行うことができる。

（剰余金の配当等の除斥期間）

第３８条　剰余金の配当および中間配当は、支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

附 則

第１条

１．　定款第１５条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第７０号）附則第１条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である２０２２年９月１日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。

２．　前項の規定にかかわらず、施行日から６ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第１５条（参考書類等のインターネット開示）はなお効力を有する。

３．　本附則は、施行日から６か月を経過した日または前項の株主総会の日から３か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

以 上